

# 福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊 7)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

| 目次  | ページ |
|---|-----|
| ○福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正 (第28号) .....     | 1   |
| ○福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正 (第29号) ..... | 2   |

## 規 則

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第28号

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則

福岡市職員の給与に関する条例施行細則（昭和26年福岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「職員は、給与条例第10条第 1 項に定める事実がある場合において」を「新たに給与条例第 9 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員」に、「人事課長」を「労務課長」に改め、同項に後段として次のように加える。

扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合は、同項の規定による届出を要しない。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 2 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第 9 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が

月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第7条中「前条第3項」を「第6条第3項」に改める。

第12条第1項及び第4項並びに第13条中「人事課長」を「労務課長」に改める。

第15条第1項第1号ア中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同号イ中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号ア中「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同号イ中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同項第3号ア中「100分の97.5」を「100分の96.25」に改め、同号イ中「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和8年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)

- 17 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第5条第1項及び第2項、第6条第1項、第6条の2第1項並びに第7条中「給与条例」とあるのは、「福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和8年福岡市条例第6号)附則第4項の規定により読み替えられた給与条例」とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市規則第29号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成17年福岡市規則第95号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「障がい者更生相談所」の次に「又は区役所保健福祉センター子育て支援課子ども相談第1係若しくは子ども相談第2係(中央区役所及び城南区役所に

あつては、こども相談係)」を加え、同項第4号を次のように改める。

- (4) 市民局男女共同参画部男女共同参画課に勤務する職員（専ら困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく女性相談に関する業務に従事する職員に限る。）

第3条第1項第5号中「に勤務する職員」を削り、「の職員に限る。）」を「に限る。）又は区役所保健福祉センター福祉・介護保険課、子育て支援課（第3号に規定する職員を除く。）、健康課、地域保健福祉課若しくは支援調整課に勤務する職員」に改め、同条第2項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、同項第6号中「前項第6号」を「前項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる職員（第1号に規定する職員を除く。）で判定、相談若しくは調査に関する事務に従事するもの又は前項第6号」に、「社会福祉法」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第7号を同項第4号とする。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第6条第1項第1号及び第3項第2号中「環境監理部」を「環境共生部」に改め、同条第4項中「政策調整課」を「経済政策課」に、「事業調整係」を「中小企業振興係」に改める。

第7条第2項第3号及び第9条第1項第2号中「環境監理部」を「環境共生部」に改める。

第22条第1項及び第2項、第23条第1項及び第2項並びに第24条中「人事課長」を「労務課長」に改める。

第26条中「、第4条」を削る。

第27条中「人事課長」を「労務課長」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

